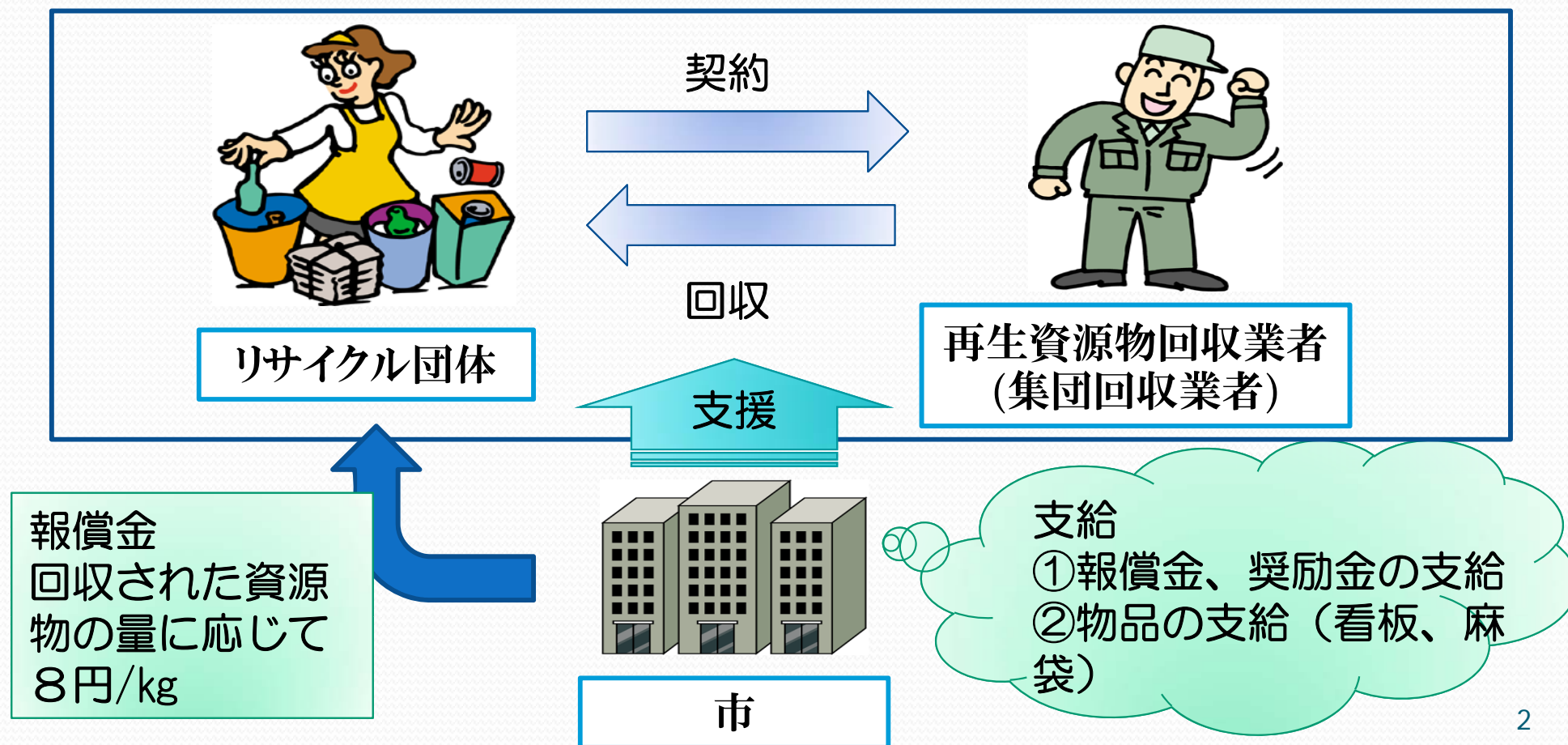


資源物の集団回収への 一元化について

作成:リサイクル推進課

集団回収とは

地域団体(自治会、子ども会、老人会)が構成世帯の協力を得て、良質な資源となる古紙、びん、金属類などを集め、それを再生資源物回収業者が回収し、資源問屋等へ売却する仕組みです。



行政回収とは

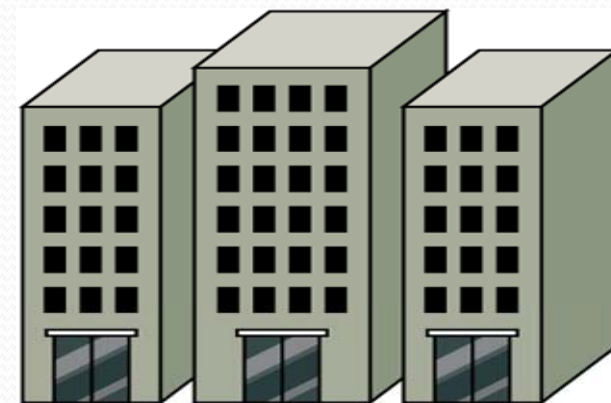
行政(流山市)が、ごみの収集・分別を行う方法です。
資源ごみ、燃やすごみ、燃やさないごみ等の収集を行っています。



市民のみなさま



回収
(委託)



市

集団回収一元化の理由

- 集団回収と行政回収による資源物の回収のうち、約7割が集団回収により収集され、資源化されています。



- 資源物の回収を集団回収に委ねることは、民間にできることは民間に任せるとの民間活力の流れに沿ったものです。
- 資源物の収集活動や報償金を通して、地域コミュニティの活性化、ごみ減量・資源化意識の向上を図ることを目的としています。

集団回収と行政回収

毎月第
曜
時まで

リサイクルステーション

流山市

資源を大切に!

資源物持ち去り禁止
 ここは、集団回収の回収場所です。
 この資源物を、流山市が委託している者又は流山市長の登録を受けている者以外が収集運搬することは条例で禁止されており、持ち去りした場合は**処罰**されます。
●流山市資源物の収集及び運送処理等に関する条例(抜粋) 第10条 第1項第1号の規定による場合に適用し、罰金は、20万円以下の罰金に相当する。

持ち去り行為は**警察に通報**します。

集団回収のステーション看板

家庭ごみ集積所

- 燃やすごみ
 収集日 毎週 水・土 曜日
- プラスチック類
 収集日 毎週 火 曜日 (フ)
- 資源ごみ、有害・危険ごみ スプレー缶等危険ごみ
 収集日 毎月第 1・3 木 曜日 (キ)
- 燃やさないごみ
 収集日 毎月第 1・3 火 曜日 (X)
- ペットボトル
 収集日 毎月第 2・4 火 曜日 (ペ)

資源物持ち去り禁止
 ここは、行政回収の回収場所です。
 この資源物を、流山市が委託している者又は流山市長の登録を受けている者以外が収集運搬することは条例で禁止されており、持ち去りした場合は**処罰**されます。
●流山市資源物の収集及び運送処理等に関する条例(抜粋) 第10条 第1項第1号の規定による場合に適用し、罰金は、20万円以下の罰金に相当する。

持ち去り行為は**警察に通報**します。

行政回収のステーション看板

○排出方法については、裏面のページをご覧ください。
○下記表の○の中に4ページの収集曜日一覧表からあなたの地域の収集日を書き入れてください。

分別区分及び収集曜日	資源ごみ (毎月2回) 第○ - 第○ の○曜日	プラスチック類 (毎週1回) ○曜日
ごみの種類	資源化できるもの(資源ごみ、プラスチック類、ペットボトル)は、協力資源化にご協力ください。	お菓子の缶、ペットボトル、プラスチック類、その他プラスチック類
分別区分及び収集曜日	ペットボトル (毎月2回) 第○ - 第○ の○曜日	燃やさないごみ (毎月2回) 第1 - 第3の○曜日
ごみの種類	PET	資源化できないもの(燃やさないごみ)
分別区分及び収集曜日	燃やすごみ (毎週2回) ○曜日と○曜日	有害・危険ごみ (毎月2回) 第○の○曜日
ごみの種類	資源化できないもの(燃やすごみ)	スプレー缶等危険ごみ

今は市でも、「資源ごみ」を回収していますが、平成24年度から回収しなくなり、集団回収へ一元化します。

次から次へ、「安心」

女性を美しくするための化粧品が、しょうと無機化学製品から生まれ、効果を上げてきました。その扱いは、

FANCL <http://www.fancl.co.jp>

流山市家庭ごみの正しい分け方・出し方(保存版)

家庭ごみ集積所

- 燃やすごみ
収集日 毎週 水・土曜日
- プラスチック類
収集日 毎週 火曜日
- **資源ごみ・有害・危険ごみ**
収集日 毎月第 1・3 木曜日
- 燃やさないごみ
収集日 毎月第 1・3 火曜日
- ペットボトル
収集日 毎月第 2・4 火曜日

資源物持ち去り禁止

ここは、行政回収の回収場所です。
この資源物を、流山市が委託している者又は流山市長の登録を受けている者以外が収集運搬することは条例で禁止されており、持ち去りした場合は罰則されます。

持ち去り行為は警察に通報します。

資源物については全て 集団回収に出すこと になります。

毎月第 曜日 時まで

流山市 リサイクルステーション

資源を大切に!

資源物持ち去り禁止

ここは、集団回収の回収場所です。
この資源物を、流山市が委託している者又は流山市長の登録を受けている者以外が収集運搬することは条例で禁止されており、持ち去りした場合は処罰されます。

持ち去り行為は警察に通報します。



リサイクル団体(自治会・子供会等)による リサイクル活動に協力を! リサイクル活動での正しい分け方・出し方

※この分別表はリサイクル団体によるリサイクル活動のための分別表です。

分類	リサイクル活動で扱うもの	出し方	リサイクル活動で扱わないもの
紙類	<p>新聞 雑紙 ダンボール 牛乳パック</p> <p>(雑紙その他の紙製品)</p> <p>●雑紙には、本、週刊誌、マンガ、パンフレット、ハガキ、名刺、電子簡、レシート、ティッシュペーパーの箱(ビニール部分を除く)、包装紙等が入ります。(カサログ類を包装してあるビニール袋は取り除いてください。)</p>	<p>新聞・雑紙・ダンボール 牛乳パックの4種類に わけて、紐で結んで出 してください。</p>	<p>※これらの出し方については、「家庭ごみの 正しい分け方・出し方」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ビニール袋の詰め物 ●重宝がたてられている紙 ●家庭で再利用された紙 ●カーボン紙 ●墨、顔料や染料加工した紙類等 <p>アルバム バインダー</p>
布類	<p>衣類</p> <p>●ボタン・ファスナー等は、つけたまま出してください。</p>	<p>紐で結んで出してくだ さい。</p> <p>雨の時は出さないでく ださい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ビニール・ゴム・革製品等 <p>じゅうたん フロックス くつ ぬいぐるみ 玄関マット トイレマット 布団</p>
空缶・金属類	<p>スチール・アルミ缶</p> <p>アルミ缶 スチール缶 お菓子 海苔 お茶 文具 スプレー缶 金属製品 (ほとんど金属でできていて手で持ち上げられるもの)</p> <p>●ペンキ、油等は、使い切ってから出してください。 ●スプレー缶は、使い切ってから出してください。 ●缶は、水ですずいで、つぶさないで出してください。</p>	<p>リサイクルの指定袋に 入れてください。 大きいものは、通行の 支障のないように出し てください。</p> <p>(指定袋は、リサイクル団体が設置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチックが多くついている製品 ●家電リサイクル法による家電4品目 <p>掃除機 炊飯器 洗濯ボット 冷蔵庫 テレビ エアコン 洗濯機</p>
空ビン類	<p>ガラスビン (飲料用・食料用の空ビン)</p> <p>●ビンのふた(キャップ)は、はずしてから出してください。 ●ピンは、水ですずいでから出してください。 ●ビールビン、一升ビンは、酒屋さんへ返却してください。</p>	<p>リサイクルの指定袋に 入れてください。</p> <p>(指定袋は、リサイクル団体が設置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ビン以外のガラス製品 (蛍光灯・電球・耐熱ガラス・クリスタルガラス・鏡等) ●プラスチック製品(ペットボトル等) ●セトモノ類(茶碗・湯のみ 皿等) <p>蛍光灯 電球 耐熱ガラス クリスタルガラス 鏡等 プラスチック製品(ペットボトル等) セトモノ類(茶碗・湯のみ 皿等)</p> <p>灰皿 セトモノ フロックス 耐熱ガラス 蛍光灯 電球 ペットボトル 薬品ビン 化粧品 コップ</p>

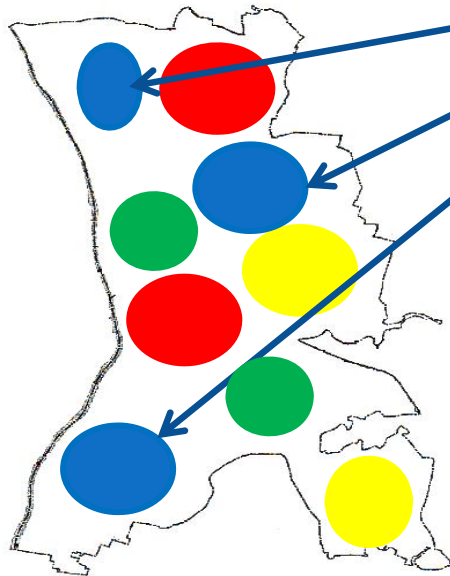
お問合せ:回収業者、又は実施責任者へ

回収業者の変化

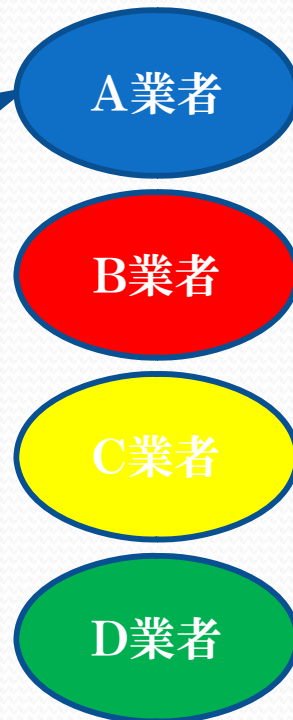
集団回収業者からなる『流山市リサイクル事業協同組合』が設立されたことで、収集効率の改善や排出方法の統一化等様々な改善が図れました。しかし、回収エリアの集約によってこれまで回収を行っていた業者が変わる団体もあります。

これまで

業者ごとに市内に回収エリアが点在していた為、収集効率等が悪かった。

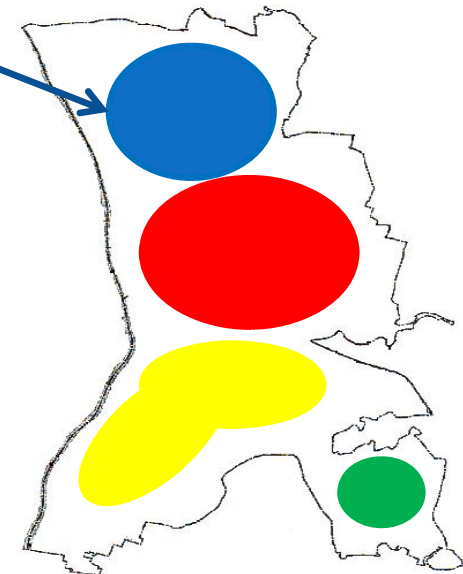


流山市リサイクル事業協同組合



平成24年度から

回収エリアを集約することで収集効率が上がるほか、様々な改善が図れる。

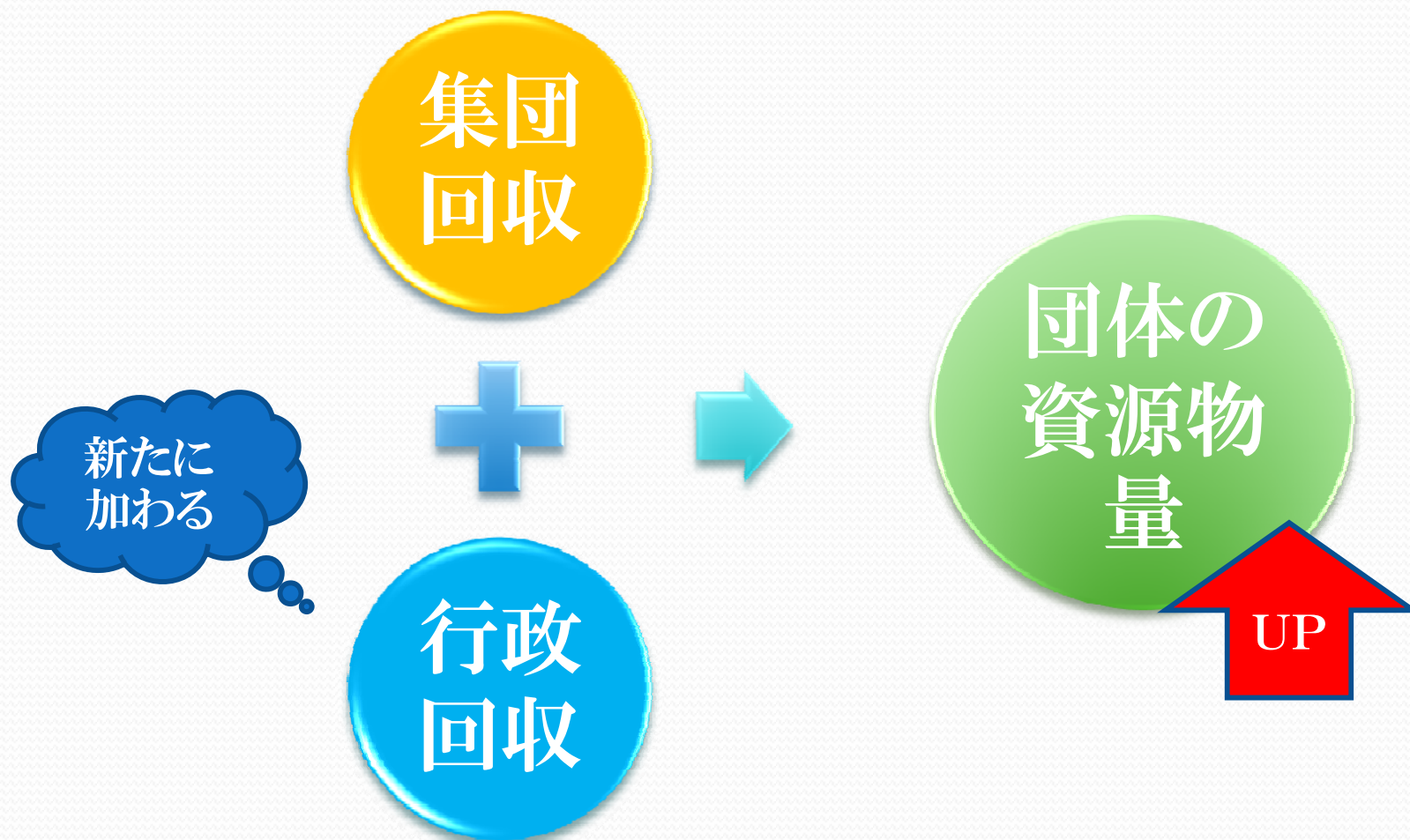


集団回収に一元化するメリット

- ・メリット その1 「報償金の増加」
- ・メリット その2 「市民のみな様に分かりやすいシステム」

メリット その1「報償金の増加」

- 市が行政回収で集めていた資源物が集団回収に入り、その分の報償金が増えます。



メリット その2

「市民のみなさまに分かりやすいシステム」

いままで、2通りあった資源物の出し方が一本化され分かりやすくなります。

資源物の出し方

資源物	収集日	曜日
●燃やすごみ	毎週 水・土	曜日
●プラスチック類	毎週	火曜日
●有害・危険ごみ	毎月第 1・3	木曜日
●燃やさないごみ	毎月第 1・3	火曜日
●ペットボトル	毎月第 2・4	火曜日

毎月第 曜 時まで

リサイクルステーション

流山市

資源を大切に!

資源物持ち去り禁止

一本化

資源物の出し方

毎月第 曜 時まで

リサイクルステーション

流山市

資源を大切に!


資源物持ち去り禁止

Q & A集

- Q1 資源物の出し方に変更はあるの？
- Q2 団体以外の方は資源物をどこに出すの？
- Q3 資源物の回収頻度はどうなるの？
- Q4 リサイクルステーションは今後どうすればいいの？
- Q5 行政回収のステーションをそのままリサイクルステーションとして使えるの？
- Q6 集団回収の日に不適正排出物が出ていた場合どうすればいいの？
- Q7 集団回収一元化をどうやって周知するの？
- Q8 集団回収を行っていない地区はどうすればいいの？
- Q9 どうしても集団回収に排出できない市民はどうやって資源物を排出すればいいの？

Q1 資源物の出し方に変更はあるの？

A:資源物の出し方は集団回収の方法に一本化されます。いままで、集団回収を実施していた場合は、出し方に変更はありません。

	行政回収	集団回収
びん	<ul style="list-style-type: none"> ・半透明の袋 ・透明性を有するビニール袋 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビン・缶別に麻袋に入れて排出 
缶		
段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ・十文字に紐で束ねて排出 ※布類は雨の日は出せません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・十文字に紐で束ねて排出 ※布類は雨の日等は出せません。 ※布類は濡れた物は出せません。
紙パック		
新聞紙		
雑誌・雑紙		
布類		
金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ、燃やさないごみ等で排出 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻袋に入れて排出できるものもあります。

Q2 団体以外の方は資源物をどこに出すの？

A: 団体以外の方もリサイクルステーションに出すことになります。

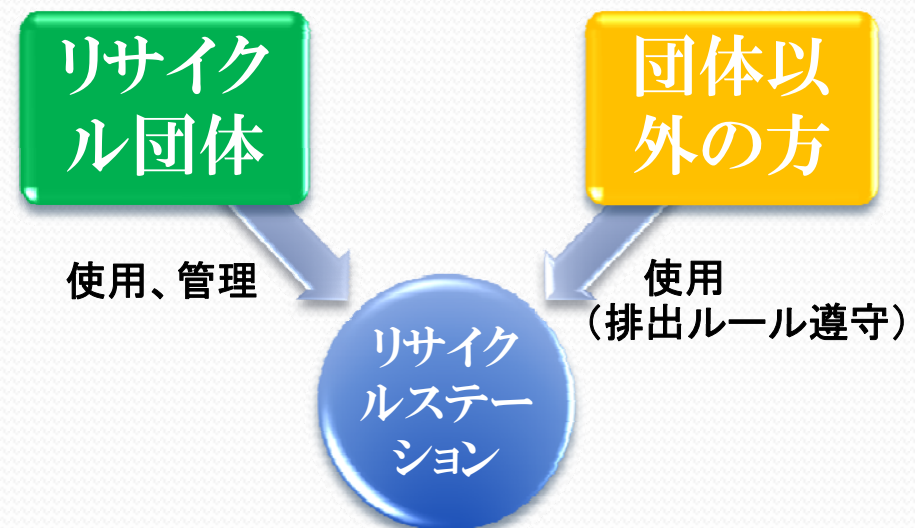
今まで

- 団体の方でリサイクルステーションを使用し、管理してきました。



これから

- 団体の方以外の方もリサイクルステーションを使用することになります。



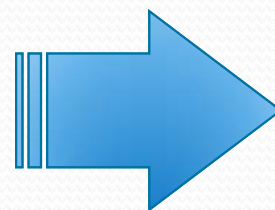
Q3 資源物の回収頻度はどうなるの？

A:原則として月2回の回収頻度になります。

今まで

回収頻度	団体数
月1回	33団体
月2回	117団体
月3回	—
月4回	30団体
不定期	15団体

全体のおよそ6割が
月2回の回収頻度。



平成24
年度から

原則
月2回

Q4 リサイクルステーションは今後どうすればいいの？

A: 現在使用しているリサイクルステーションを利用することになります。

平成24年度に集団回収に移行した際、ステーション不足が生じる場合は下記の方法で増設の検討をお願いします。

設置場所の選定

- ・ 管理者と協議

組合(集団回収業者)と協議

- ・ 回収日時、方法、場所について協議

市への報告をお願いします

- ・ 回収日時、場所を報告願います。



Q5 行政回収のステーションをそのままリサイクルステーションと使えるの？



行政回収・リサイクルステーション併設

平成24年度もそのまま利用可能です。

全集団回収ステーションの内約9割



行政回収ステーションのみ

平成24年度からはこちらに資源物の排出はできません。

リサイクルステーションを併設したい場合は自治会長と協議してください。



リサイクルステーションのみ

平成24年度以降もそのまま利用可能です。

全集団回収ステーションの内約1割

Q6 集団回収の日に不適正排出物が出ていた場合どうすればいいの？

A:違反ステッカーを貼付します。違反ステッカーを貼付されたものは、改めて正しい方法で排出していただきます。

**ルールを守って
出し直して下さい。**

<input type="checkbox"/>	可燃ごみの日に出して下さい
<input type="checkbox"/>	不燃ごみの日に出して下さい
<input type="checkbox"/>	プラスチックの日に出して下さい
<input type="checkbox"/>	分別をして 次回の資源品収集日に出して下さい
<input type="checkbox"/>	資源品と明示して 次回の資源品収集日に出して下さい
<input type="checkbox"/>	集積所に出せません 柏市環境サービス課に連絡して下さい。 柏市環境サービス課 ☎7167-1139
<input type="checkbox"/>	分別をして出して下さい

[問い合わせ] 月 日
柏市再生資源事業協業組合
☎7131-1040 担当者

**資源組合からの
お願い**

<input type="checkbox"/>	可燃ごみの日に出して下さい
<input type="checkbox"/>	不燃ごみの日に出して下さい
<input type="checkbox"/>	キルティング加工・マット類 は不燃ゴミです
<input type="checkbox"/>	布団・座布団は粗大ごみです
<input type="checkbox"/>	

[問い合わせ] 月 日
柏市再生資源事業協業組合
☎7131-1040 担当者

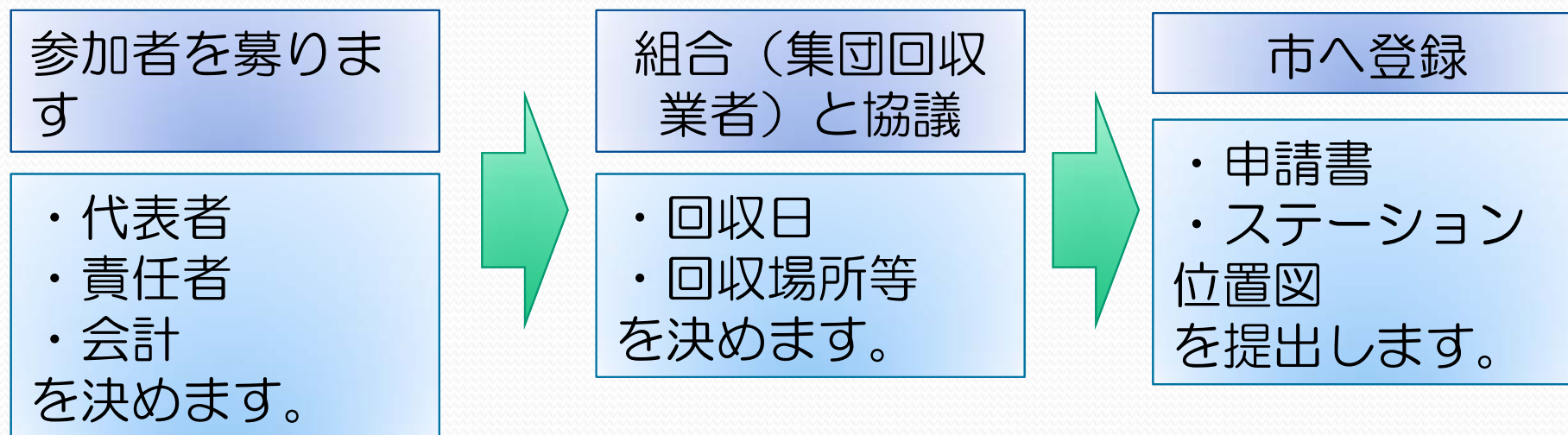
Q7 団体未加入者への周知はどうやって進めるのか。

A 以下の方法で周知を行ってまいります。

時期(予定)	方 法
平成24年2月	・広報ながれやま(特集号) (集団回収一本化について・プラ分別の変更 2月11日)
	・平成24年度版「家庭ごみの正しい分け方・出し方」に資源ごみの出し方等を掲載 (新聞折り込み 2月20日)
	・集団回収一本化PR用リーフレットを自治会を通じて文書配布 (自治会加入全世帯等を対象 2月15日)
3月中旬～下旬	・家庭ごみ集積所看板に集団回収一本化のお知らせ文を貼付(3月下旬～) ・集団回収一本化PR用リーフレットのポスティング (市内全世帯を対象 3月10日～3月25日)

Q8 集団回収を行っていない地区はどうすればいいの？

- 集団回収を新たに始めるには、市にリサイクル団体として登録をお願いします。



- 市と組合で集団回収を行っていない地区に集団回収を始めていただくよう願っています。

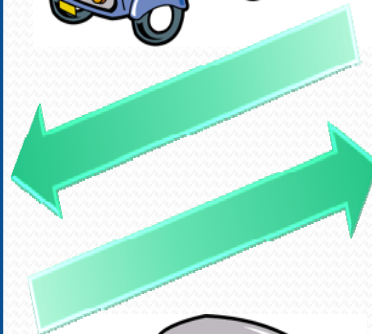
Q9 どうしても集団回収に排出出来ない方はどうやって資源物を排出すればいいの？

市民のみなさま

①分別・排出



②回収



③収集・運搬

流山市リサイクル事業協同組合

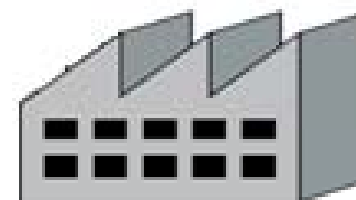
④中間処理



⑤売却

工場、問屋等

⑥再資源化



施設名	拠点回収場所	排出できる日時
文化会館	加1-16-2	月～土曜（祝日、年末年始を除く） 9時00分～16時30分
南流山センター	南流山3-3-1	
東部公民館	名都借756-4	
初石公民館	西初石4-381-2	
江戸川台福祉会館	江戸川台東1-251	

ご静聴ありがとうございました。